

令和4年度 那覇港地方港湾審議会 傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 審議会の傍聴を希望する方は、審議会の開催時刻までに、会場受付で氏名及び住所または所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 受付開始時刻は、審議会開催予定時刻の30分前からです。
- (3) 受付は先着順で行い、定員に達し次第終了します。
- (4) 今回の審議会の傍聴定員は10名です。

2 審議会の秩序維持

- (1) 傍聴者は、審議会を傍聴するにあたり、事務局の指示に従っていただきます。
- (2) 傍聴者が3に定める遵守事項に違反したときは、退場願う場合もあります。

3 審議会を傍聴するにあたって守るべき事項

- (1) 審議会開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事の進行を妨害しないこと。
- (4) 会場において、飲食及び喫煙しないこと。
- (5) 会場においては、録音等は行わないこと。写真撮影、録画は会の冒頭のみとし、事務局の指示に従っていただきます。
- (6) その他審議会の秩序を乱し、議事の支障となる行為をしないこと。